

福岡市条例		備考
福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第59号）		
旧	新	
(新設)	<p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第 72 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は, 就労継続支援 A 型事業所ごとに, 次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 職員の職種, 員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 就労継続支援 A 型の内容 (生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 就労継続支援 A 型の内容 (生産活動に係るものに限る。), 賃金及び第 80 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p><u>(7) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた</u></p>	<p>【参酌すべき基準】</p> <p>第 72 条の 2</p> <p>省令改正にあわせ, 指定就労継続支援 A 型の運営規程について新たに規定。</p>

	<p><u>場合には当該障がいの種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他運営に関する重要事項</u></p>	
<p>(就労)</p> <p>第 79 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(就労)</p> <p>第 79 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>	<p>【参酌すべき基準】</p> <p>第 79 条</p> <p>省令改正にあわせ、第 3 項を新たに規定。</p>
<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第 80 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第 80 条 (略)</p> <p><u>2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p>	<p>【従うべき基準】</p> <p>第 80 条</p> <p>省令改正にあわせ、第 2 項を新たに規定。</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>4 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>5 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	
<p>(準用)</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、<u>第37条</u>、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18</p>	<p>(準用)</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とある</p>	<p>就労継続支援A型の運営規程について第72条の2に規定するため、第85条において準用する第37条の削除。</p>

条中「前条」とあるのは「第 85 条において準用する前条」と読み替えるものとする。	のは「第 85 条において準用する前条」と読み替えるものとする。	
---	----------------------------------	--